

各位

ENEOS株式会社

「ENEOSでんき約款」改定のお知らせ（2023年4月1日実施）（主要改定部分）

- 2023年2月15日付の重要なお知らせ「ENEOSでんき」における電気料金・サービス内容の変更についてにてご案内のとおり、2023年5月分から託送料金の上昇額を電気料金に反映する「ENEOSでんき」の料金改定を行うほか、2023年5月1日から一部サービス内容を変更することに伴い、各「ENEOSでんき約款」の内容を改定いたします（各電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価につきましては、[こちら](#)をご確認ください）。
- 併せて、一部文言に関し文意の明確化を行うほか、必要となる条の繰上げ・繰下げおよび誤記載の訂正をいたします（主な改定事項は以下のとおりです。なお、改定前後の各「ENEOSでんき約款」（全文）につきましては、[こちら](#)をご確認ください）。

ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧) 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧)
<p>2 約款の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件</p>	<p>2 約款の変更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法 <u>（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。 <u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし、</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件</p>

現 約 款

の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、[当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法](#)によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北海道Aプラン、[北海道Bプラン](#)または[北海道Cプラン](#)と北海道動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン
	北海道Bプラン
	北海道Cプラン
電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン

15 [北海道Bプラン](#)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、[次のいずれにも](#)該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、北海道動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（契約電流は、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

新 約 款

の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、[当社が適当と判断した方法](#)によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。[なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし](#)ます。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北海道Aプラン[または北海道Vプラン](#)と北海道動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン
	北海道Vプラン
電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン

15 [北海道Vプラン](#)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、[イまたはロのいずれかおよびハ](#)に該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

[ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。](#)

[ハ 1 需要場所において、北海道動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。](#)

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

[イ アンペアブレーカー契約の場合](#)

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線

現 約 款

新 約 款

(3) 契 約 電 流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものとしたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ イ 以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 電 流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものとしたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものとしたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3 (契約容量および契約電力の算定方法) によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量 (入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6 (負荷設備の入力換算容量) によって換算するものとしたします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

現 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 26 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 54 銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 93 銭

16 北海道Cプラン (略)

17 北海道動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、北海道Aプラン、北海道Bプランまたは北海道Cプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建

新 約 款

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	372 円 88 銭
契約電流 15 アンペア	559 円 32 銭
契約電流 20 アンペア	745 円 76 銭
契約電流 30 アンペア	1,118 円 64 銭
契約電流 40 アンペア	1,491 円 52 銭
契約電流 50 アンペア	1,864 円 40 銭
契約電流 60 アンペア	2,237 円 28 銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	372 円 88 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 61 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 89 銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	31 円 28 銭

16 北海道Cプラン 削除

16 北海道動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、北海道Aプランまたは北海道Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器

現 約 款

物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) (略)

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) (略)

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2)～(5) (略)

新 約 款

等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 料金の算定

(1) 料金は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) (略)

22 日割計算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

(3) (略)

24 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(2)～(5) (略)

現 約 款

新 約 款

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、北海道Aプラン、北海道Bプランまたは北海道Cプランのお客さまについては90パーセント以上、北海道動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

56 請求書等の発行

- (1) (略)
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書（利用明細書）	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、北海道Aプランまたは北海道Vプランのお客さまについては90パーセント以上、北海道動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

55 請求書等の発行

- (1) (略)
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書（利用明細書）	220 円
	領 収 書	275 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

- (1) この約款において、「北海道Vプラン」とあるのは、「北海道Bプランまたは北海道Cプラン」と読み替えるものといたします。
- (2) 21（料金の算定）(1)は、次のとおりといたします。
 - (1) 料金は、次の場を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 19（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。
- (3) 22（日割計算）(1)および(2)は、次のとおりといたします。
 - (1) 当社は、21（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
 - また、21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 24（料金その他の支払方法）(1)ハのなお書きは、適用いたしません。

現 約 款

新 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法

16 (北海道Cプラン) (3)イの場合の契約容量および 17 (北海道動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 北海道Aプラン

最低料金適用電力量=9キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 北海道Bプランまたは北海道Cプラン

第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=280キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法

15 (北海道Vプラン) (4)イの場合の契約容量および 16 (北海道動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。

イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 北海道Aプラン

最低料金適用電力量=9キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 北海道Vプラン

第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=280キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発行手数料 各1通につき	請求書(利用明細書)	110円
	領収書	165円
	支払証明書	770円

(6) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30日」と読み替えるものといたします。

ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>へ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>へ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法 <u>(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし、</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし、</u></p>
<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東北Aプラン、<u>東北Bプラン</u></p>	<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東北Aプラン <u>または東北V</u></p>

現 約 款

または東北Cプランと東北動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	東北 A プラン
	<u>東北 B プラン</u>
	<u>東北 C プラン</u>
電力需要	東北動力プラン

15 東北 B プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、東北動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（契約電流は、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

新 約 款

プランと東北動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	東北 A プラン
	<u>東北 V プラン</u>
電力需要	東北動力プラン

15 東北 V プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびいに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、東北動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力または契約容量のいずれかとの合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引

現 約 款

新 約 款

き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	<u>330 円 00 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>495 円 00 銭</u>
契約電流 20 アンペア	<u>660 円 00 銭</u>
契約電流 30 アンペア	<u>990 円 00 銭</u>
契約電流 40 アンペア	<u>1,320 円 00 銭</u>
契約電流 50 アンペア	<u>1,650 円 00 銭</u>
契約電流 60 アンペア	<u>1,980 円 00 銭</u>

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	<u>368 円 23 銭</u>
契約電流 15 アンペア	<u>552 円 35 銭</u>
契約電流 20 アンペア	<u>736 円 46 銭</u>
契約電流 30 アンペア	<u>1,104 円 69 銭</u>
契約電流 40 アンペア	<u>1,472 円 92 銭</u>
契約電流 50 アンペア	<u>1,841 円 15 銭</u>
契約電流 60 アンペア	<u>2,209 円 38 銭</u>
<u>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>368 円 23 銭</u>

現 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円38銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円43銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円23銭

16 東北Cプラン (略)

17 東北動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、東北Aプラン、東北Bプランまたは東北Cプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) (略)

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

新 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円82銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円87銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円67銭

16 東北Cプラン 削除

16 東北動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、東北Aプランまたは東北Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 料金の算定

(1) 料金は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) (略)

22 日割計算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

現 約 款

(2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) (略)

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2)～(5) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、東北Aプラン、東北Bプランまたは東北Cプランのお客さまについては90パーセント以上、東北動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

56 請求書等の発行

(1) (略)

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	<u>110 円</u>
	領 収 書	<u>165 円</u>
	支 払 証 明 書	<u>880 円</u>

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

(3) (略)

24 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(2)～(5) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、東北Aプランまたは東北Vプランのお客さまについては90パーセント以上、東北動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

55 請求書等の発行

(1) (略)

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	<u>220 円</u>
	領 収 書	<u>275 円</u>
	支 払 証 明 書	<u>880 円</u>

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

4 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) この約款において、「東北Vプラン」とあるのは、「東北Bプランまたは東北Cプラン」と読み替えるものといたします。

現 約 款

新 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
16 (東北Cプラン) (3)イの場合の契約容量および 17 (東北動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。
 (1)~(2) (略)

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\underline{30 \text{ 日}}}$$

(2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。
 (3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
 (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 イ 基本料金または最低料金は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 (2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
 (4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。
 (5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。
 (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	<u>110 円</u>
	領 収 書	<u>165 円</u>
	支 払 証 明 書	<u>770 円</u>

(6) 別表 4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30 日」と読み替えるものといたします。

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
15 (東北Vプラン) (4)イの場合の契約容量および 16 (東北動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。
 (1)~(2) (略)

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。
 イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\underline{\text{暦日数}}}$$

現 約 款	新 約 款
<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 東北 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=7 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 東北Bプランまたは東北Cプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 東北 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=7 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 東北Vプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>
<p>23 料 金 の 算 定</p> <p>(1) 料金は、<u>次の場合を除き</u>、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。</p>	<p>23 料 金 の 算 定</p> <p>(1) 料金は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5 日を上回</u></p>

現 約 款	新 約 款
<p><u>イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</u></p> <p><u>ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p> <p><u>ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>り、または下回る場合を除き、</u>料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>24 日 割 計 算</p> <p>(1) 当社は、<u>23（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、</u>次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>23（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</u> <u>また、23（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>24 日 割 計 算</p> <p>(1) 当社は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、</u>次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>（1）の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>26 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>26 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。<u>なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>57 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。</p>	<p>57 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。</p>

現 約 款

新 約 款

発行手数料 各1通につき	請求書（利用明細書）	110円
	領収書	165円
	支払証明書	770円

発行手数料 各1通につき	請求書（利用明細書）	220円
	領収書	275円
	支払証明書	880円

附 則

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

4 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 23（料金の算定）(1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) 24（日割計算）(1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 26（料金その他の支払方法）(1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 57（請求書等の発行）(2)は、次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発行手数料 各1通につき	請求書（利用明細書）	110円
	領収書	165円
	支払証明書	770円

(5) 別表4（日割計算の基本算式）(1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4（日割計算の基本算式）(1)において「暦日数」とあるのは、「30日」と読み替えるものといたします。

現 約 款

別 表

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 東京5アンペアプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) Aプランまたは東京Vプラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

新 約 款

別 表

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。

イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 東京5アンペアプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 8 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) Aプランまたは東京Vプラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>

現 約 款

新 約 款

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中部Aプラン、[中部Bプラン](#) [または中部Cプラン](#)と中部動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中部Aプラン [または中部Vプラン](#)と中部動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	中部Aプラン
	中部Bプラン
	中部Cプラン
電力需要	中部動力プラン

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	中部Aプラン
	中部Vプラン
電力需要	中部動力プラン

15 [中部Bプラン](#)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、[次のいずれにも](#)該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、中部動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 ([この場合](#)、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

15 [中部Vプラン](#)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、[イまたはロのいずれかおよびハ](#)に該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ [契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。](#)

ハ 1 需要場所において、中部動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流 [または契約容量のいずれか](#)と契約電力との合計 ([契約電流の場合](#)、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、[契約容量の場合](#)、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

[イ アンペアブレーカー契約の場合](#)

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

[ロ イ以外の場合](#)

[供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。](#)

(3) (略)

(3) (略)

現 約 款

新 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	296 円 64 銭
契約電流 15 アンペア	444 円 96 銭
契約電流 20 アンペア	593 円 28 銭
契約電流 30 アンペア	889 円 92 銭
契約電流 40 アンペア	1,186 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,483 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,779 円 84 銭

現 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円85銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円77銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円49銭

16 中部Cプラン (略)

17 中部動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、中部Aプラン、中部Bプランまたは中部Cプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) (略)

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

新 約 款

契約容量1キロボルトアンペアにつき

296円64銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円12銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円04銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円76銭

16 中部Cプラン 削除

16 中部動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、中部Aプランまたは中部Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 料金の算定

(1) 料金は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) (略)

22 日割計算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて

現 約 款

- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) (略)

25 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。
 イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2)～(5) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、中部Aプラン、中部Bプランまたは中部Cプランのお客さまについては90パーセント以上、中部動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

56 請求書等の発行

- (1) (略)
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発行手数料 各1通につき	請求書(利用明細書)	110円
	領収書	165円
	支払証明書	880円

附 則

- 1 この約款の実施期日
 この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

- て、別表4(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
- (3) (略)

24 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。
 イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。
- (2)～(5) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、中部Aプランまたは中部Vプランのお客さまについては90パーセント以上、中部動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

55 請求書等の発行

- (1) (略)
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発行手数料 各1通につき	請求書(利用明細書)	220円
	領収書	275円
	支払証明書	880円

附 則

- 1 この約款の実施期日
 この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

- 4** 2023年4月30日までの特別措置
2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

現 約 款

新 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
 16 (中部Cプラン) (3)イの場合の契約容量および 17 (中部動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
 イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

(1) この約款において、「中部Vプラン」とあるのは、「中部Bプランまたは中部Cプラン」と読み替えるものといたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。

(3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
 (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 イ 基本料金または最低料金は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
 また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。
 (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(6) 別表 4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30 日」と読み替えるものといたします。

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
 15 (中部Vプラン) (4)イの場合の契約容量および 16 (中部動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。
 イ 基本料金または最低料金を日割りする場合

現 約 款	新 約 款
<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 中部 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=8 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) <u>中部Bプランまたは中部Cプラン</u></p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 中部 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=8 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) <u>中部Vプラン</u></p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>

現 約 款

新 約 款

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北陸Aプラン、北陸Bプラン または北陸Cプランと北陸動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北陸Aプラン または北陸Vプランと北陸動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	北陸Aプラン
	<u>北陸Bプラン</u>
	<u>北陸Cプラン</u>
電力需要	北陸動力プラン

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	北陸Aプラン
	<u>北陸Vプラン</u>
電力需要	北陸動力プラン

5 北陸Bプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、北陸動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（契約電流は、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

5 北陸Vプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、北陸動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

現 約 款

新 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	299 円 56 銭
契約電流 15 アンペア	449 円 34 銭
契約電流 20 アンペア	599 円 12 銭
契約電流 30 アンペア	898 円 68 銭
契約電流 40 アンペア	1,198 円 24 銭
契約電流 50 アンペア	1,497 円 80 銭
契約電流 60 アンペア	1,797 円 36 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	299 円 56 銭

現 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円67銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円96銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円69銭

16 北陸Cプラン (略)

17 北陸動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、北陸Aプラン、北陸Bプランまたは北陸Cプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) (略)

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニイ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

新 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円18銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円47銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円20銭

16 北陸Cプラン 削除

16 北陸動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、北陸Aプランまたは北陸Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 料金の算定

(1) 料金は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) (略)

22 日割計算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニイ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

現 約 款

(2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) (略)

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2)～(5) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、北陸Aプラン、北陸Bプランまたは北陸Cプランのお客さまについては90パーセント以上、北陸動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

56 請求書等の発行

(1) (略)

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

(3) (略)

24 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(2)～(5) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、北陸Aプランまたは北陸Vプランのお客さまについては90パーセント以上、北陸動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

55 請求書等の発行

(1) (略)

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	220 円
	領 収 書	275 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

現 約 款

新 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
16 (北陸Cプラン) (3)イの場合の契約容量および 17 (北陸動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。
 (1)～(2) (略)

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) この約款において、「北陸Vプラン」とあるのは、「北陸Bプランまたは北陸Cプラン」と読み替えるものとしたします。
 (2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。
 (3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
 (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 イ 基本料金または最低料金は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
 ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
 (2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
 また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
 (4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。
 (5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。
 (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請求書 (利用明細書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(6) 別表 4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30 日」と読み替えるものとしたします。

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法
15 (北陸Vプラン) (4)イの場合の契約容量および 16 (北陸動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。
 (1)～(2) (略)

4 日割計算の基本算式
 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。

現 約 款	新 約 款
<p>イ 基本料金または最低料金を日割りする場合 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 北陸 A プラン 最低料金適用電力量=8 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 北陸Bプランまたは北陸Cプラン 第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ - 第1段階料金適用電力量 なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>イ 基本料金または最低料金を日割りする場合 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 北陸 A プラン 最低料金適用電力量=8 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 北陸Vプラン 第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量 なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>

現 約 款	新 約 款
<p>22 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>次の場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>23 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 最低料金、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>22（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</u> <u>また、22（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>25 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>55 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>	<p>22 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>23 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 最低料金、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>25 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。<u>なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>55 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>

現 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	220 円
	領 収 書	275 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 22 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) 23 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、22 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 最低料金、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 25 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 55 (請求書等の発行) (2)は次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(5) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書は適用しないものとし、同項イおよびロは、次のとおりといたします。

イ 最低料金、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金を日割りする場合

現 約 款

新 約 款

1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 関西 A プラン

最低料金適用電力量=15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 関西 B プラン

第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

別 表

別 表

4 日割計算の基本算式

4 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- イ 最低料金、最低料金が適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金を日割りする場合
- 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
- ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- (イ) 関西 A プラン
- 最低料金適用電力量=15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
- なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。
- イ 最低料金、最低料金が適用される燃料費調整に係る基準単価または基本料金を日割りする場合
- 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$
- ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- (イ) 関西 A プラン

現 約 款	新 約 款
<p>第1段階料金適用電力量 $=105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 関西Bプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>最低料金適用電力量=15キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第1段階料金適用電力量 $=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 関西Bプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>

現 約 款	新 約 款
<p>21 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>次の場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ <u>電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</u></p> <p>ロ <u>契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p> <p>ハ <u>19（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>22 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>21（料金の算定）(1)または(2)の場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>21（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは</u>、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</p> <p><u>また、21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>54 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>	<p>21 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>22 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>(1)の場合により日割計算をするときは</u>、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。<u>なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>54 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>

現 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	220 円
	領 収 書	275 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、21 (料金の算定) (1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 54 (請求書等の発行) (2)は次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(5) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書は適用しないものとし、同項イおよびロは、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合

現 約 款

新 約 款

1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 中国 A プラン

最低料金適用電力量=15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 中国 B プラン

第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

別 表

別 表

4 日割計算の基本算式

4 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合
- 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
- ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- (イ) 中国 A プラン
- 最低料金適用電力量=15 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$
- なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。
- イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合
- 1月の該当料金× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$
- ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合
- (イ) 中国 A プラン

現 約 款	新 約 款
<p>第1段階料金適用電力量 $=105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。第2段階料金適用電力量</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 中国Bプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>最低料金適用電力量$=15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第1段階料金適用電力量 $=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 中国Bプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしします。</u></p>

現 約 款	新 約 款
<p>21 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>次の場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>22 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>21（料金の算定）(1)または(2)の場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>21（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは</u>、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</p> <p><u>また、21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>54 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>	<p>21 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き</u>、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>22 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は</u>、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) <u>(1)の場合により日割計算をするときは</u>、日割計算対象日数には<u>電気の供給</u>開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>24 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。<u>なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>54 請求書等の発行</p> <p>(1) (略)</p>

現 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	220 円
	領 収 書	275 円
	支 払 証 明 書	880 円

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始 (スイッチングした初月を含みます。) し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 20 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。

(1) 当社は、21 (料金の算定) (1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 21 (料金の算定) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。

(4) 54 (請求書等の発行) (2)は次のとおりといたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	110 円
	領 収 書	165 円
	支 払 証 明 書	770 円

(5) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書は適用しないものとし、同項イおよびロは、次のとおりといたします。

現 約 款

新 約 款

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 四国 A プラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 四国 B プラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

別 表

別 表

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 四国 A プラン

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。

イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

現 約 款	新 約 款
<p>最低料金適用電力量=11 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第1段階料金適用電力量</p> <p>=109 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> <p>=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 四国 B プラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> <p>=180 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 四国 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=11 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第1段階料金適用電力量</p> <p>=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 最低料金適用電力量</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> <p>=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 最低料金適用電力量 - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 四国 B プラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> <p>=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)
<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。</p>	<p>2 約 款 の 変 更</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の ENEOS でんき約款によります。</p> <p>イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）の変更により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ロ 法令、条例、規則等の制定または改廃により、この約款の変更が必要な場合</p> <p>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>ニ 燃料費の高騰などによりこの約款の変更が必要な場合</p> <p>ホ みなし小売電気事業者（2016 年 3 月 31 日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>ヘ その他当社が必要と判断した場合</p> <p>なお、当社は、この約款を変更する場合またはお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法（<u>以下「当社が適当と判断した方法」といいます。</u>）によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該約款または需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。また、この場合における供給条件の説明および書面の交付については、<u>当社が適当と判断した方法</u>によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の説明に関する書面の交付は省略するものいたします。<u>なお、当該需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p>

現 約 款

新 約 款

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、九州Aプラン、九州Bプラン または 九州Cプラン と九州動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、九州Aプラン または九州Vプラン と九州動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	九州Aプラン
	<u>九州Bプラン</u>
	<u>九州Cプラン</u>
電力需要	九州動力プラン

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	九州Aプラン
	<u>九州Vプラン</u>
電力需要	九州動力プラン

15 九州Bプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において、九州動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（契約電流は、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

15 九州Vプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、九州動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流 または契約容量のいずれか と契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

現 約 款

新 約 款

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費等調整) (4) ニによって算定された離島ユニバーサル調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3 (契約容量および契約電力の算定方法) によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量 (入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6 (負荷設備の入力換算容量) によって換算するもの) といたします。に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費等調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費等調整) (4) ニによって算定された離島ユニバーサル調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用されない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	315 円 79 銭
契約電流 15 アンペア	473 円 69 銭
契約電流 20 アンペア	631 円 58 銭
契約電流 30 アンペア	947 円 37 銭
契約電流 40 アンペア	1,263 円 16 銭
契約電流 50 アンペア	1,578 円 95 銭
契約電流 60 アンペア	1,894 円 74 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	315 円 79 銭

現 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円28銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円25銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円97銭

16 九州Cプラン (略)

17 九州動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、九州Aプラン、九州Bプランまたは九州Cプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

22 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 20（料金の算定期間）の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。

(2) (略)

23 日割計算

(1) 当社は、22（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

新 約 款

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円21銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円18銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円90銭

16 九州Cプラン 削除

16 九州動力プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、九州Aプランまたは九州Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 料金の算定

(1) 料金は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(2) (略)

22 日割計算

(1) 当社は、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金または最低料金は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

現 約 款

(2) 22 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

また、22 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) (略)

25 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2)～(5) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、九州Aプラン、九州Bプランまたは九州Cプランのお客さまについては90パーセント以上、九州動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

56 請求書等の発行

(1) 当社は、お客さまからの申出があった場合は、お客さまに係る請求書（クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書をいいます。）、領収書（口座振替によるお支払いの方のみといたします。）および支払証明書を書面にて発行いたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	<u>110 円</u>
	領 収 書	<u>165 円</u>
	支 払 証 明 書	<u>880 円</u>

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2022年11月1日から実施いたします。

新 約 款

(2) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。

(3) (略)

24 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次によります。

イ お客さまが、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(2)～(5) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、九州Aプランまたは九州Vプランのお客さまについては90パーセント以上、九州動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

55 請求書等の発行

(1) 当社は、お客さまからの申出があった場合は、お客さまに係る請求書（クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書をいいます。）、領収書（口座振替によるお支払いの方のみといたします。）および支払証明書を書面にて発行いたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いいただきます。

発 行 手 数 料 各 1 通 に つ き	請 求 書 (利 用 明 細 書)	<u>220 円</u>
	領 収 書	<u>275 円</u>
	支 払 証 明 書	<u>880 円</u>

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2023年4月1日から実施いたします。

3 2023年4月30日までの特別措置

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

現 約 款

新 約 款

- (1) この約款において、「九州Vプラン」とあるのは、「九州Bプランまたは九州Cプラン」と読み替えるものといたします。
- (2) 21 (料金の算定) (1)は、次のとおりといたします。
- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始（スイッチングした初月を含みます。）し、再点し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
- ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 19 (料金の算定期間) の計量期間等の日数が36日以上、または24日以下のとき。
- (3) 22 (日割計算) (1)および(2)は、次のとおりといたします。
- (1) 当社は、21 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金または最低料金は、別表4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。
- ロ 電力量料金は、日割対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。
- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、別表4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 21 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再点日を含み、停止日および終了日を除きます。
- また、21 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (4) 24 (料金その他の支払方法) (1)ハのなお書きは、適用いたしません。
- (5) 55 (請求書等の発行) (2)は、次のとおりといたします。
- (2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客さまにお支払いただきます。
- | | | |
|--------------------------|-------------|-------|
| 発 行 手 数 料
各 1 通 に つ き | 請求書 (利用明細書) | 110 円 |
| | 領 収 書 | 165 円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770 円 |
- (6) 別表4 (日割計算の基本算式) (1)柱書なお書きは適用いたしません。また、別表4 (日割計算の基本算式) (1)において「暦日数」とあるのは、「30日」と読み替えるものといたします。

別 表

別 表

2 燃料費等調整

- (1)～(3) (略)
- (4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定
- イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの

2 燃料費等調整

- (1)～(3) (略)
- (4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定
- イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの

現 約 款	新 約 款
<p>平均原油価格 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 1.0000$ $\beta = 0.0000$ $\gamma = 0.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>52,500</u> 円を下回る場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>52,500</u> 円を上回り、かつ、<u>78,800</u> 円以下の場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>78,800</u> 円を上回る場合の離島平均燃料価格は、<u>78,800</u> 円といたします。</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(78,800 - 52,500 \text{ 円}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <p>4 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金または最低料金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\underline{30 \text{ 日}}}$	<p>平均原油価格 B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 1.0000$ $\beta = 0.0000$ $\gamma = 0.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>79,300</u> 円を下回る場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>79,300</u> 円を上回り、かつ、<u>119,000</u> 円以下の場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が <u>119,000</u> 円を上回る場合の離島平均燃料価格は、<u>119,000</u> 円といたします。</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(119,000 - 79,300 \text{ 円}) \times \text{(5)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p> <p>4 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。<u>なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割対象となる期間の始期が属する月の日数といたします。</u></p> <p>イ 基本料金または最低料金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\underline{\text{暦日数}}}$

現 約 款	新 約 款
<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 九州 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=12 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 九州Bプランまたは九州Cプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>	<p>ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 九州 A プラン</p> <p>最低料金適用電力量=12 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 九州Vプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量=120 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量=300 キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ - 第1段階料金適用電力量</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p>

ENEOSカード（CB）割引契約約款 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款				
<p style="text-align: center;">ENEOSカード（CB）割引契約約款</p> <p>1 対象となるお客さま このENEOSカード（CB）割引契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社のENEOSでんき約款（以下「主契約約款」といいます。）の適用を受け、かつ、次のいずれにも該当し、<u>当社との協議が整った</u>お客さまを適用対象といたします。</p> <p>(1) 別表に定める、主契約約款の対象となる契約種別（以下「対象プラン」といいます。）として電気の供給を受け、この約款の適用を希望されるお客さま</p> <p>(2) 対象プランによって算定された電気料金を、<u>毎月継続して</u>ENEOSカード（CB）（以下「CBカード」といいます。）によりお支払いいただけるお客さま</p> <p>2 この約款の変更（略）</p> <p>3 契約の成立 <u>この約款にもとづく契約は、お客さまとCBカードのクレジット会社との契約が完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</u></p> <p>4 CBカード割引 各月の電気料金は、対象プランによって電気料金として算定された金額（以下「月額電気料金」といいます。）から、1月につき次の金額（以下「CBカード割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。ただし、当該月によるCBカード割引額は、月額電気料金を上回らないものといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">1 契約につき（税込）</td> <td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">100円00銭</td> </tr> </table> <p>5 CBカード割引の適用</p> <p>(1) CBカード割引は、CBカードで<u>最初にお支払いいただいた月額電気料金の料金算定期間（以下「初回支払算定期間」といいます。）の翌々月の料金算定期間における月額電気料金から適用</u>いたします。<u>ただし、当社が検針日に一般送配電事業者から初回支払算定期間に係るお客さまの接続供給電力量の値を受領できない場合や、受領した接続供給電力量の値に欠損等がある場合等については、初回支払算定期間の翌々月以降、適用が可能となった月の料金算定期間における月額電気料金から適用することがあります。</u></p> <p>(2) CBカード割引は、CBカードによる月額電気料金のお支払いがない場合、<u>その翌々月の料金算定期間において適用</u>いたしません。</p>	1 契約につき（税込）	100円00銭	<p style="text-align: center;">ENEOSカード（CB）割引契約約款</p> <p>1 対象となるお客さま このENEOSカード（CB）割引契約約款（以下「この約款」といいます。）は、当社のENEOSでんき約款（以下「主契約約款」といいます。）の適用を受け、かつ、次のいずれにも該当するお客さまを適用対象といたします。</p> <p>(1) 別表に定める、主契約約款の対象となる契約種別（以下「対象プラン」といいます。）として電気の供給を受け、この約款の適用を希望されるお客さま</p> <p>(2) 対象プランによって算定された電気料金を、ENEOSカード（CB）（以下「CBカード」といいます。）によりお支払いいただけるお客さま</p> <p>2 この約款の変更（略）</p> <p>3 契約の成立 削除</p> <p>3 CBカード割引 各月の電気料金は、<u>再生可能エネルギー発電促進賦課金を除き</u>対象プランによって電気料金として算定された金額（以下「月額電気料金」といいます。）から、1月につき次の金額（以下「CBカード割引額」といいます。）を差し引いたもの<u>に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額</u>といたします。ただし、当該月によるCBカード割引額は、月額電気料金を上回らないものといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">1 契約につき（税込）</td> <td style="padding: 2px 10px; text-align: center;">100円00銭</td> </tr> </table> <p>4 CBカード割引の適用</p> <p>(1) CBカード割引は、CBカードでお支払いいただいた月額電気料金<u>に適用</u>いたします。</p> <p>(2) CBカード割引は、CBカードによる月額電気料金のお支払いがない場合<u>には適用</u>いたしません。</p>	1 契約につき（税込）	100円00銭
1 契約につき（税込）	100円00銭				
1 契約につき（税込）	100円00銭				

現 約 款	新 約 款
<p><u>6 CBカード割引の解約</u> 対象プランに係る需給契約のすべてを解約または終了し、または月額電気料金の支払方法をCBカード以外に変更することにより、1 (対象となるお客さま) の条件を満たさなくなるときは、需給契約の解約日または支払方法の変更日をもって、この約款に基づく契約を解約いたします。この場合、当該月のCBカード割引額の日割計算はいたしません。</p>	<p><u>6 CBカード割引の解約 削除</u></p>
<p><u>7 そ の 他 (略)</u></p>	<p><u>5 そ の 他 (略)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款は、<u>2022年6月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p><u>2 2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) この約款において「北海道Vプラン」、「東北Vプラン」、「my標準プラン(東京)」、「myまとめてプラン(東京)」、「myたっぷりプラン(東京)」、「中部Vプラン」、「my標準プラン(中部)」、「北陸Vプラン」および「九州Vプラン」とあるのは、それぞれ「北海道Bプラン、北海道Cプラン」、「東北Bプラン、東北Cプラン」、「my標準プランー従量電灯B(東京) およびmy標準プランー従量電灯C(東京)」、「myまとめてプランー従量電灯B(東京) およびmyまとめてプランー従量電灯C(東京)」、「myたっぷりプランー従量電灯B(東京) およびmyたっぷりプランー従量電灯C(東京)」、「中部Bプラン、中部Cプラン」、「my標準プランー従量電灯B(中部) およびmy標準プランー従量電灯C(中部)」、「北陸Bプラン、北陸Cプラン」および「九州Bプラン、九州Cプラン」と読み替えるものといたします。</u></p> <p><u>(2) 4 (CBカード割引の適用) は、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) CBカード割引は、CBカードで最初にお支払いいただいた月額電気料金の料金算定期間(以下「初回支払算定期間」といいます。)の翌々月の料金算定期間における月額電気料金から適用いたします。ただし、当社が検針日に一般送配電事業者から初回支払算定期間に係るお客さまの接続供給電力量の値を受領できない場合や、受領した接続供給電力量の値に欠損等がある場合等については、初回支払算定期間の翌々月以降、適用が可能となった月の料金算定期間における月額電気料金から適用することがあります。</u></p> <p><u>(2) CBカード割引は、CBカードによる月額電気料金のお支払いがない場合、その翌々月の料金算定期間において適用いたしません。</u></p>

ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア] 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア]	ENEOSでんき (myプラン) 約款 [東京電力エリア]
<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(東京電力エリア) (<u>2019年10月1日</u>実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第2条 (本約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき (myプラン) 約款 (東京電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者 (2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。) の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該</u></p>	<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(東京電力エリア) (<u>2022年11月1日</u>実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第2条 (本約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき (myプラン) 約款 (東京電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者 (2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。) の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとし、また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし、</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合 <u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項 (関係法令等において許容される場合はその概要</u></p>

現 約 款

変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	<u>my標準プランー従量電灯（東京）</u>	A
		<u>B</u>
		<u>C</u>
動 力 需 要	my動力プラン（東京）	

第8条（my標準プランー従量電灯A（東京）及び従量電灯B（東京））

- (1) 適用条件

(ア) my標準プランー従量電灯A（東京）

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（東京）

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②1需要場所においてmy動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力

新 約 款

とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	my標準プランー従量電灯A（東京）
	<u>my標準プラン（東京）</u>
動 力 需 要	my動力プラン（東京）

第8条（my標準プランー従量電灯A（東京））

- (1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

現 約 款

との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A（東京）

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（東京）

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(ア) my標準プランー従量電灯A（東京）

契約電流は、5アンペアといたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（東京）

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金（税込）
5アンペア	143円00銭
10アンペア	286円00銭
15アンペア	429円00銭
20アンペア	572円00銭
30アンペア	832円26銭
40アンペア	1,086円80銭

新 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金（税込）
5アンペア	147円65銭

現 約 款

<u>50アンペア</u>	<u>1,358円50銭</u>
<u>60アンペア</u>	<u>1,613円04銭</u>

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流5アンペア、 <u>10アンペア、15アンペア、20アンペア</u>)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>19円88銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円48銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>30円57銭</u>

従量区分 (契約電流30アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>19円20銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円60銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>29円57銭</u>

従量区分 (契約電流40アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円80銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円07銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>28円95銭</u>

従量区分 (契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円80銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円07銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>28円95銭</u>

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円60銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>24円82銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>28円66銭</u>

新 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円57銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>30円66銭</u>

現 約 款

新 約 款

第9条 (my標準プラン-従量電灯C (東京))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所においてmy動力プラン (東京) とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量 (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第

第9条 (my標準プラン (東京))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ③ 1 需要場所においてmy動力プラン (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)又は契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) 又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量 (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって

現 約 款

1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金（税込）
1キロボルトアンペアにつき	268円84銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円60銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円82銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	28円66銭

新 約 款

算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金（税込）
10アンペア	295円29銭
15アンペア	442円94銭
20アンペア	590円58銭
30アンペア	860円13銭
40アンペア	1,123円96銭
50アンペア	1,404円95銭
60アンペア	1,668円78銭
1キロボルトアンペアにつき	278円13銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分（契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア）	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円97銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	26円57銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	30円66銭

従量区分（契約電流30アンペア）	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円29銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円69銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円66銭

従量区分（契約電流40アンペア）	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	25円16銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	29円04銭

従量区分（契約電流50アンペア）	電力量料金単価（税込）
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円89銭

現 約 款

新 約 款

第10条 (my 動力プラン (東京))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1 需要場所においてmy 標準プランー従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計又は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	<u>1, 122円00銭</u>

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属

<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円16銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>29円04銭</u>

従量区分 (契約電流60アンペア)	電力量料金単価 (税込)
<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>18円69銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>24円91銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>28円75銭</u>

従量区分 (契約容量による場合)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>18円69銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>24円91銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>28円75銭</u>

第10条 (my 動力プラン (東京))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1 需要場所においてmy 標準プランー従量電灯 A (東京) 又はmy 標準プラン (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計又は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	<u>1, 083円83銭</u>

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

現 約 款	新 約 款
-------	-------

する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
1 キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	1 7 円 2 8 銭	1 5 円 7 1 銭

③力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (上記 (4) ②により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

④負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

(6) (略)

第13条 (電気料金の算定)

(1) ~ (4) (略)

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
1 キロワット時につき	夏季料金	その他季料金
	1 7 円 2 8 銭	1 5 円 7 1 銭

③負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

(6) (略)

第13条 (電気料金の算定)

(1) ~ (4) (略)

(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯 **A (東京)** 又はmy標準プラン (東京) の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

現 約 款

電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

新 約 款

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	220円
	領 収 書	275円
	支 払 証 明 書	880円

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン（東京）」及び「my標準プランー従量電灯A（東京）」又は

現 約 款

新 約 款

my標準プラン（東京）」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B（東京）及び従量電灯C（東京）」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第10条（5）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

(3) 第10条（5）に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

(4) 第13条（5）は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) 第14条（3）③なお書きは適用いたしません。

(6) 附則第2条（明細書等の発行手数料）は、次のとおりといたします。

第2条（明細書等の発行手数料）

現 約 款	新 約 款		
	<p>当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。</p>		
	<p>発行手数料各1通につき [税込]</p>	<p>明 細 書</p>	<p>110円</p>
		<p>領 収 書</p>	<p>165円</p>
		<p>支 払 証 明 書</p>	<p>770円</p>

ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款〔東京電力エリア〕 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款〔東京電力エリア〕	ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款〔東京電力エリア〕
<p>第1条（適用） (1) このENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のENEOSでんき（myプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン—従量電灯B（東京））<u>又は第4条（myたっぷりプラン—従量電灯C（東京））</u>の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。 (2) 本約款は、<u>2020年6月25日</u>より実施いたします。</p> <p>第2条（本約款の変更） 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。 なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）<u>(2)</u>の定めを準用いたします。</p> <p>第3条（myたっぷりプラン—従量電灯B（東京）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、<u>次のいずれにも</u>該当する場合に適用いたします。 ①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 ②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標</p>	<p>第1条（適用） (1) このENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のENEOSでんき（myプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。 (2) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>第2条（本約款の変更） 一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。 なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用いたします。</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、<u>①又は②のいずれか及び③に</u>該当する場合に適用いたします。 ①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 ②<u>契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</u> ③1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）<u>又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）</u>が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 <u>(ア) アンペアブレーカー契約の場合</u> 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p>

現 約 款

準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金 (税込)
30アンペア	858円00銭
40アンペア	1,144円00銭
50アンペア	1,430円00銭
60アンペア	1,716円00銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定い

新 約 款

ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
30アンペア	885円87銭
40アンペア	1,181円16銭
50アンペア	1,476円45銭
60アンペア	1,771円74銭
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭

② 電力量料金

現 約 款

たします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>19円88銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>26円48銭</u>
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>25円08銭</u>
600キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>26円15銭</u>

第4条 (myたっぷりプランー従量電灯C (東京))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認

新 約 款

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>19円97銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>26円57銭</u>
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>25円17銭</u>
600キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>26円24銭</u>

第4条 (myたっぷりプランー従量電灯C (東京)) 削除

現 約 款

いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金(税込)
1キロボルトアンペアにつき	286円00銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価(税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円88銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円48銭
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	25円08銭
600キロワット時を超える1キロワット時につき	26円15銭

第5条(日割計算)

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

(1) (略)

(2) my たっぷりプラン—従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

新 約 款

第4条(日割計算)

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

(1) (略)

(2) my たっぷりプラン—(東京)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my たっぷりプラン—(東京)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

現 約 款	新 約 款
<div data-bbox="320 233 1397 310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第3段階料金適用電力量＝600キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第2段階料金適用電力量 </div> <p data-bbox="320 317 1463 394">なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p data-bbox="210 436 418 468">第6条（その他）</p> <p data-bbox="225 474 1463 590">(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款のmy標準プラン-<u>従量電灯</u>及びENEOSでんきmyまとめてプラン選択約款の<u>従量電灯</u>に需給契約のプランを変更することはできません。</p> <p data-bbox="225 596 388 627">(2) (略)</p> <p data-bbox="765 674 899 705" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	<div data-bbox="1587 233 2665 310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第3段階料金適用電力量＝600キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第2段階料金適用電力量 </div> <p data-bbox="1587 317 2718 394">なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p data-bbox="1478 436 1685 468">第5条（その他）</p> <p data-bbox="1492 474 2718 590">(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款のmy標準プラン及びENEOSでんきmyまとめてプラン選択約款の<u>myまとめてプラン（東京）</u>に需給契約のプランを変更することはできません。</p> <p data-bbox="1492 596 1656 627">(2) (略)</p> <p data-bbox="2027 674 2160 705" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1478 716 2086 747">第1条（2023年4月30日までの特別措置）</p> <p data-bbox="1478 753 2718 861"><u>2023年4月30日までの間、本約款において「myたっぷりプラン（東京）」とあるのは、「myたっぷりプラン-従量電灯B（東京）及びmyたっぷりプラン-従量電灯C（東京）」と読み替えるものとします。</u></p>

**ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款〔東京電力エリア〕
【新旧対照表】**

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款〔東京電力エリア〕	ENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款〔東京電力エリア〕
<p>第1条（適用） (1) このENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のENEOSでんき（myプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myまとめてプラン—従量電灯B（東京））<u>又は第4条（myまとめてプラン—従量電灯C（東京））</u>の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。 (2) 本約款は、<u>2020年6月25日</u>より実施いたします。</p> <p>第3条（myまとめてプラン—従量電灯B（東京）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、<u>次のいずれにも</u>該当する場合に適用いたします。 ①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 ②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p>	<p>第1条（適用） (1) このENEOSでんき（myまとめてプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のENEOSでんき（myプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myまとめてプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。 (2) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京）） (1) 適用条件 電灯又は小型機器を使用する需要で、<u>①又は②のいずれか及び③に</u>該当する場合に適用いたします。 ①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 <u>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</u> ③1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）<u>又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）</u>が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 <u>(ア) アンペアブレーカー契約の場合</u> 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 <u>(イ) (ア) 以外の場合</u> <u>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u></p>

現 約 款

(3) (略)

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおり(消費税等相当額を含む。)といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金(税込)
30アンペア	858円00銭
40アンペア	1,144円00銭
50アンペア	1,430円00銭
60アンペア	1,716円00銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価(消費税等相当額を含みます。)を乗じて算定いたします。

【myまとめて300】

区分	電力量料金単価(税込)
最初の300キロワット時まで(定額料金)	6,490円00銭
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円66銭

新 約 款

(3) (略)

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおり(消費税等相当額を含む。)といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金(税込)
30アンペア	885円87銭
40アンペア	1,181円16銭
50アンペア	1,476円45銭
60アンペア	1,771円74銭
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価(消費税等相当額を含みます。)を乗じて算定いたします。

【myまとめて300】

区分	電力量料金単価(税込)
最初の300キロワット時まで(定額料金)	6,517円00銭
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円75銭

現 約 款

【myまとめて400】

区分	電力量料金単価 (税込)
最初の400キロワット時まで(定額料金)	9,038円34銭
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円36銭

【myまとめて500】

区分	電力量料金単価 (税込)
最初の500キロワット時まで(定額料金)	11,586円66銭
500キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円05銭

第4条 (myまとめてプランー従量電灯C (東京))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

新 約 款

【myまとめて400】

区分	電力量料金単価 (税込)
最初の400キロワット時まで(定額料金)	9,074円34銭
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円45銭

【myまとめて500】

区分	電力量料金単価 (税込)
最初の500キロワット時まで(定額料金)	11,631円66銭
500キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円14銭

第4条 (myまとめてプランー従量電灯C (東京)) (削除)

現 約 款

新 約 款

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金(税込)
1キロボルトアンペアにつき	286円00銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプランごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。

【myまとめて300】

区分	電力量料金単価(税込)
最初の300キロワット時まで(定額料金)	6,490円00銭
300キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円66銭

【myまとめて400】

区分	電力量料金単価(税込)
最初の400キロワット時まで(定額料金)	9,038円34銭
400キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円36銭

【myまとめて500】

区分	電力量料金単価(税込)
最初の500キロワット時まで(定額料金)	11,586円66銭
500キロワット時を超える 1キロワット時につき	29円05銭

第5条(その他)

(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款のmy標準プラン—従量電灯及びENEOSでんきmyたっぷりプラン選択約款の従量電灯に需給契約のプランを変更することはできません。また、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として本約款のプランの変更をすることはできません。

(2) 日割計算

電力量及び電力量料金のうち、定額料金は日割計算において次のとおり定めるものといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

①定額部分の電力量料金の日割りする場合

需給約款の基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

第4条(その他)

(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款のmy標準プラン及びENEOSでんきmyたっぷりプラン選択約款のmyたっぷりプラン(東京)に需給契約のプランを変更することはできません。また、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として本約款のプランの変更をすることはできません。

(2) 日割計算

電力量及び電力量料金のうち、定額料金は日割計算において次のとおり定めるものといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①定額部分の電力量料金の日割りする場合

需給約款の基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

現 約 款	新 約 款
<p>②定額料金を適用する上限電力量の日割りする場合 上限電力量 = プランに応じた定額料金が適用される電力量 × (日割計算対象日数 ÷ 暦日数)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	<p>②定額料金を適用する上限電力量の日割りする場合 上限電力量 = プランに応じた定額料金が適用される電力量 × (日割計算対象日数 ÷ 暦日数)</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 (2023年4月30日までの特別措置)</u> <u>2023年4月30日までの間、本約款において「myまとめてプラン (東京)」とあるのは、「m yまとめてプランー従量電灯B (東京) 及びmyまとめてプランー従量電灯C (東京)」と読み替 えるものとします。</u></p>

ENEOSでんき (myプラン) 約款 [中部電力エリア] 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき (myプラン) 約款 [中部電力エリア]	ENEOSでんき (myプラン) 約款 [中部電力エリア]
<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(中部電力エリア) (<u>2019年10月1日</u>実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第2条 (本約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき (myプラン) 約款 (中部電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者 (2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。) の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該</u></p>	<p>第1条 (適用)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】(中部電力エリア) (<u>2022年11月1日</u>実施) の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様 (お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。) に適用いたします。</p> <p>第2条 (本約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき (myプラン) 約款 (中部電力エリア) によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者 (2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。) の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとしたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしします。</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合 <u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項 (関係法令等において許容される場合はその概要</u></p>

現 約 款

変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	<u>my標準プランー従量電灯（中部）</u>	A
		<u>B</u>
		<u>C</u>
動 力 需 要	my動力プラン（中部）	

第8条（my標準プランー従量電灯A（中部）及び従量電灯B（中部））

- (1) 適用条件

(ア) my標準プランー従量電灯A（中部）

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（中部）

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②1需要場所においてmy動力プラン（中部）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力

新 約 款

とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	my標準プランー従量電灯A（中部）
	<u>my標準プラン（中部）</u>
動 力 需 要	my動力プラン（中部）

第8条（my標準プランー従量電灯A（中部））

- (1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

現 約 款

との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A（中部）

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（中部）

交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(ア) my標準プランー従量電灯A（中部）

契約電流は、5アンペアといたします。

(イ) my標準プランー従量電灯B（中部）

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金（税込）
5アンペア	143円00銭
10アンペア	286円00銭
15アンペア	429円00銭
20アンペア	572円00銭
30アンペア	858円00銭
40アンペア	1,144円00銭

新 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流	基本料金（税込）
5アンペア	148円32銭

現 約 款	新 約 款
-------	-------

<u>50アンペア</u>	<u>1,430円00銭</u>
<u>60アンペア</u>	<u>1,716円00銭</u>

②電力量料金
電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流5アンペア、 <u>10アンペア、15アンペア、20アンペア</u>)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円04銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円51銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>28円46銭</u>

従量区分 (契約電流30アンペア、40アンペア、50アンペア、 <u>60アンペア</u>)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円85銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>24円77銭</u>
<u>300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>27円35銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>25円92銭</u>

第9条 (my標準プラン—従量電灯C (中部))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所においてmy動力プラン (中部) とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

②電力量料金
電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (契約電流5アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円31銭</u>
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>25円78銭</u>
300キロワット時を超える1キロワット時につき	<u>28円73銭</u>

第9条 (my標準プラン (中部))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

③1需要場所においてmy動力プラン (中部) とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)又は契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) アンペアブレーカー契約の場合
供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合
供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周

現 約 款

新 約 款

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量 (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	基本料金 (税込)
1キロボルトアンペアにつき	286円00銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円85銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円77銭
300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき	27円35銭
400キロワット時を超える1キロワット時につき	25円92銭

波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量 (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
10アンペア	296円64銭
15アンペア	444円96銭
20アンペア	593円28銭
30アンペア	889円92銭
40アンペア	1,186円56銭
50アンペア	1,483円20銭
60アンペア	1,779円84銭
1キロボルトアンペアにつき	296円64銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分 (10アンペア、15アンペア、20アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円31銭

現 約 款

新 約 款

<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>25円78銭</u>
<u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>28円73銭</u>

<u>従量区分 (30アンペア、40アンペア、 50アンペア、60アンペア)</u>	<u>電力量料金単価 (税込)</u>
<u>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>21円12銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>25円04銭</u>
<u>300キロワット時を超え400キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>27円62銭</u>
<u>400キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>26円19銭</u>

<u>従量区分 (契約容量による場合)</u>	<u>電力量料金単価 (税込)</u>
<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>21円12銭</u>
<u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>25円04銭</u>
<u>300キロワット時を超え400キロワット時までの 1キロワット時につき</u>	<u>27円62銭</u>
<u>400キロワット時を超える1キロワット時につき</u>	<u>26円19銭</u>

第10条 (my 動力プラン (中部))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてmy 標準プランー従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)又は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、また

第10条 (my 動力プラン (中部))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてmy 標準プランー従量電灯 A (中部) 又はmy 標準プラン (中部) とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)又は契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) ~ (4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、ま

現 約 款

く電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1, 144円00銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円01銭	15円46銭

③力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (上記 (4) ②により契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

④負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

(6) (略)

第13条 (電気料金の算定)

(1) ~ (4) (略)

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上

新 約 款

まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力	基本料金 (税込)
1キロワットにつき	1, 116円21銭

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

使用電力量	電力量料金単価 (税込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円09銭	15円54銭

③負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

(6) (略)

第13条 (電気料金の算定)

(1) ~ (4) (略)

(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る

現 約 款

の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

新 約 款

電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯A(中部)又はmy標準プラン(中部)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

現 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

新 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	220円
	領 収 書	275円
	支 払 証 明 書	880円

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン（中部）」及び「my標準プランー従量電灯A（中部）又はmy標準プラン（中部）」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B（中部）及び従量電灯C（中部）」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第10条（5）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

(3) 第10条（5）に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

(4) 第13条（5）は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = \text{1か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

現 約 款

新 約 款

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(6) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき [税込]	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

ENEOSでんき（myプラン）約款 [関西電力エリア] 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款
ENEOSでんき（myプラン）約款 [関西電力エリア]	ENEOSでんき（myプラン）約款 [関西電力エリア]
<p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】（関西電力エリア）（<u>2019年10月1日</u>実施）の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様（お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。）に適用いたします。</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき（myプラン）約款（関西電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該</u></p>	<p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、本約款の実施前に電気需給約款【myでんき版】（関西電力エリア）（<u>2022年11月1日</u>実施）の適用を受け、かつ、本約款による需給契約の継続を希望されるお客様（お客様から本約款の適用を希望されない申出がない場合は、本約款を継続して適用いたします。）に適用いたします。</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のENEOSでんき（myプラン）約款（関西電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとし、また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとし、</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合<u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要</u></p>

現 約 款

変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第8条（my標準プランー従量電灯A（関西））

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額（最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。）及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

本プランについて基本料金はありません。

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の15キロワット時まで（最低料金）	337円61銭
15キロワット時を超え120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円12銭

新 約 款

とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみといたします。

第5条（契約の成立等）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

- (4) ~ (5) (略)

第8条（my標準プランー従量電灯A（関西））

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

本プランについて基本料金はありません。

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の15キロワット時まで（最低料金）	430円90銭
15キロワット時を超え120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円13銭

現 約 款		新 約 款																													
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円51銭	120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	24円52銭																												
300キロワット時を超え900キロワット時までの1キロワット時につき	27円25銭	300キロワット時を超え900キロワット時までの1キロワット時につき	27円26銭																												
900キロワット時を超える1キロワット時につき	24円97銭	900キロワット時を超える1キロワット時につき	24円98銭																												
第10条 (my 動力プラン (関西)) (1)～(4) (略) (5) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <u>ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。</u> ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1" data-bbox="400 907 1323 989"> <tr> <th>契約電力</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> <tr> <td>1キロワットにつき</td> <td>1,078円00銭</td> </tr> </table> ②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。 <table border="1" data-bbox="400 1104 1299 1228"> <tr> <th rowspan="2">使用電力量</th> <th colspan="2">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> <tr> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>14円43銭</td> <td>12円95銭</td> </tr> </table> ③力率割引及び割増し <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。</u> ④負荷率割引 負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。	契約電力	基本料金 (税込)	1キロワットにつき	1,078円00銭	使用電力量	電力量料金単価 (税込)		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	14円43銭	12円95銭	第10条 (my 動力プラン (関西)) (1)～(4) (略) (5) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1" data-bbox="1670 867 2594 949"> <tr> <th>契約電力</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> <tr> <td>1キロワットにつき</td> <td>1,048円03銭</td> </tr> </table> ②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。 <table border="1" data-bbox="1670 1064 2570 1188"> <tr> <th rowspan="2">使用電力量</th> <th colspan="2">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> <tr> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>14円41銭</td> <td>12円93銭</td> </tr> </table> ③負荷率割引 負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。 <table border="1" data-bbox="1670 1346 2594 1545"> <tr> <th>1か月の使用電力量及び適用単位</th> <th>負荷率割引単価 (税込)</th> </tr> <tr> <td>1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき</td> <td>110円00銭</td> </tr> <tr> <td>1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき</td> <td>適用外</td> </tr> </table>	契約電力	基本料金 (税込)	1キロワットにつき	1,048円03銭	使用電力量	電力量料金単価 (税込)		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	14円41銭	12円93銭	1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)	1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭	1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外
契約電力	基本料金 (税込)																														
1キロワットにつき	1,078円00銭																														
使用電力量	電力量料金単価 (税込)																														
	夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時につき	14円43銭	12円95銭																													
契約電力	基本料金 (税込)																														
1キロワットにつき	1,048円03銭																														
使用電力量	電力量料金単価 (税込)																														
	夏季料金	その他季料金																													
1キロワット時につき	14円41銭	12円93銭																													
1か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)																														
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき	110円00銭																														
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外																														

現 約 款	新 約 款
-------	-------

1 か月の使用電力量及び適用単位	負荷率割引単価 (税込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外

(6) (略)

第11条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、次の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

①平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{平均燃料価格} &= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \\ A &= \text{各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格} \\ B &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格} \\ C &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格} \\ \alpha, \beta, \gamma &= \text{別表1に定める係数} \end{aligned}$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間

(6) (略)

第11条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、次の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、my標準プランー従量電灯A (関西) の場合の最低料金適用電力量までは、最低料金適用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

①平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{平均燃料価格} &= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \\ A &= \text{各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格} \\ B &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格} \\ C &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格} \\ \alpha, \beta, \gamma &= \text{別表1に定める係数} \end{aligned}$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間

現 約 款	新 約 款
-------	-------

毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間

(2) (略)

第13条（電気料金の算定）

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいい

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間

(2) (略)

第13条（電気料金の算定）

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいい

現 約 款

ます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) my標準プランー従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

新 約 款

ます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

ー最低料金適用電力量

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

ー最低料金適用電力量ー第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) my標準プランー従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

ー第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

現 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

新 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき 〔税込〕	明 細 書	220円
	領 収 書	275円
	支 払 証 明 書	880円

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

（1）第8条（4）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額（最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。）及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（2）第10条（5）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

（3）第10条（5）に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しといたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

（4）第11条（1）柱書ただし書は、適用いたしません。

（5）第13条（5）は、次のとおりといたします。

（5）日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = \text{1か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

現 約 款

新 約 款

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) my標準プランー従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(6) 第14条(3)③なお書きは、適用いたしません。

(7) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

発行手数料各1通につき [税込]	明 細 書	110円
	領 収 書	165円
	支 払 証 明 書	770円

(8) 別表1(燃料費調整単価算出係数等)は、次のとおりといたします。

燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係 数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
燃料価格	X	27,100円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	16銭5厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

現 約 款			新 約 款				
別表 1	別 表		別表 1	別 表			
	燃料費調整単価算出係数等			燃料費調整単価算出係数等			
	項目	値		項目	値		
	係 数	α	0.0140	係 数	α	0.0140	
		β	0.3483		β	0.3483	
		γ	0.7227		γ	0.7227	
	燃料価格	X	27,100円	燃料価格	X	27,100円	
	基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	16銭5厘	基準単価	最低料金	1契約につき最初の15 キロワット時まで	2円47銭5厘
					電力量料金	上記をこえる1キロワッ ト時につき	16銭5厘
※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。			※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。				

以 上